

Title	Ricart's Kalendar に就いて
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1927
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.21, No.5 (1927. 5) ,p.714(132)- 721(139)
JaLC DOI	10.14991/001.19270501-0132
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19270501-0132

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Ricart's Kalendar に就いて

野村兼太郎

Tudor 王朝時代、一四八五年から一六〇三年に至る間は英國史中の過渡期に屬する。勿論歴史は發展の記録であるから、歴史の如何なる時期と雖も過渡期ならざるはない。然し特にこの時代に於いて著しいのである。Tudor 王朝の始まらんとする時には、封建諸侯並びにその臣下が中心であった。然るに次ぎには大諸侯はなくなり、大臣に補佐された國王が中心となつた。最後には國王は眞面目くさつた紳士——帳簿と金入とを持つてゐる紳士達に押のけられんとしてゐる。(L. F. Salzman, England in Tudor Times, p. 1) 換言すれば封建制度破壊され、近世の資本主義制度の基礎の樹立されんとする過渡期に相當するのである。又他方から見れば英國民が一團として國民的自覺を惹起し、外國を排して、自國の發展を期し、中央政府を確立せんとするに至る時期である。

この Tudor 王朝の著しい發達の起らんとする時、學問に於いても將に起らんとする傾向を示した。然し第十五世末頃の學問の中心はオックスフォードであり、ケムブリッジである。又はロンドンに於いて現れたに過ぎず、一般の都市の知的生活に就いては殆ど知られてゐず、又知らるべきほどのものもなかつたのであらう。學徒は學府又は首府に集まり、一般の都會ではむしろ學問以外のことにも多忙であつた。Nottingham の如きは相當教育に熱心であつたにも拘らず、Vergil や Horace を

引用した town clerk のゐたのは一五三四年から一五四五年であつた。又一五八七年至るまで希臘語を解する clerk はゐなかつた。然るにこゝ比較的學問の發達した一つの都會があつた。それは Bristol であつた。Oxford 大學で始めて希臘語を教授し、Erasmus がその講義を聞いたと云ふ有名な William Grocyn が一四六三年まで教育を受けてゐた Bristol 校に於いては相當優秀なる學問が行はれてゐたと想像してもよからう。Bristol に生れた Worcester の William が博學にして異常なる攻究心に富んでゐたことはその著 "Itinerary" に依つて知ることが出来る。今こゝに紹介せんば Robert Ricart は Worcester の友人である。(Mrs. J. R. Green, Town Life in the Fifteenth Century, vol. II. pp. 19-20)

Worcester は時に自ら母方の姓を名乗り、Botoner と稱してゐたが、一四一五年に生れ、生來學問を好み種々なる知識を追求した。實際に醫藥に關する知識もあり、自ら藥草を栽培もした。晩年に至つて Bristol に歸り、古書を蒐集し、歴史その他の著作に耽つてゐた (Introduction by Miss Toulmin Smith to Ricart's Calendar, p. viii) Annales rerum Anglicarum は薔薇戰爭に關する有用なる記事を傳へてゐる。主要なる著作の他の一つは前述の Itineraria Symonis Simonis et Willielmi de Worcester である。地方風土記として甚だ有用なものである。Worcester のこれ等の Bristol に關する著書が以下述ぶる Ricart の Kalendar に相當影響のあつたことは明かである。恐らく Ricart の資料の大部分は Worcester の蒐集したもの、少くとも共同して集めたものと思はれる。

Bristol 市は多くの有用な古文書を所有してゐるが、それ等の中でも最も價值あるもの、一つは

Mayor's Register 又は Mayor's Kalendar を稱せらるるものである。その編纂者 Robert Ricart は一四七九年 Edward 四世第十八年 William Spencer の市長であつた時に Town Clerk に選ばれたのであつた。彼の生年も又死亡した時も明瞭には知られてゐない。彼の生涯中の主要なる出来事と云ふのは恐らく Gild of Kalendar's の一員たりしこと、All Saints 寺院の何等かの役目 (恐らく衣服掛 Vestry Clerk) をなす、又教區簿を十二年間所持してゐたと思はれること、その後 Town Clerk に推薦せられ、少くとも二十七年間この役をしてゐたこと等である (Miss T. Smith, op. cit. p. i.)

本書の構造を見ると極めて秩序正しく序言を設け、それぞれ原則を述べ、本文は六章に分割され、最初の三章は歴史に、残りの三章は地方的慣習や法律を記してゐる。この當時かう云ふ記録の最初にその都市の古い歴史、又は英國史を記載するところが普通とされてゐたらしく、一つはその都市の權威を示すためであらう。London の Liber de Antiquis Legibus (1274), Liber Albus (1419) (本誌第二十卷第十二號所載拙稿参照) Arnold's Chronicle of London (本誌第二十一卷第四號拙稿註六参照) 等も同様である。この Ricart のもの以外にも Bristol に於いて毎年の市長の名を記し、その時に起つた出来事をも記載してある多くの年代記が発見された。かくの如きは單に Bristol 特有の現象ではない。London, Coventry, Oxford に於いても同様である。William Adams の手記なるものが優れたものであつたが、それも Ricart のものには及ばなかつたことである (Samuel Seyer, Memoirs, historical and topographical, of Bristol, vol. I, pp. x, xi.)

Ricart の Kalendar の表題は "The Maire of Bristowe is Kalendar" を改む、三三三葉の folio 版

の厚い書物で、古く革で綴じられた上に、さらに後年になつて表紙が著けられてある。大部分が Ricart 自身に依つて美しく書かれたものである。第三章の年代記の終つた後、十五葉の白紙を残して置いたのは、事實彼の後に於いても續いて使用されることを考へたからであらう。然るに彼と同じ計畫を續けた彼の後継者は市の主要なる役員の名を擧げ、事件の記事で一杯になると否とを問はず、毎年に半頁をこれにあてたから、間もなくなくなつてしまつた。そこでさらに第四章の終りに残された白紙に移り、又それ等がなくなつた時に第五章の終りに書き續けてゐる。かくして本来整然たる本書の構成を亂雑なものとしてしまつた。加ふるに他の文書が餘白の頁に書込まれてゐるので一層甚しくなつてしまつた。然し Ricart の本來の構造は整然たるものである。最後に近いところに短い索引 (Index contentorum) があるが、それは Elizabeth 時代に書かれたものである (T. Smith, op. cit. pp. viii, x) 次ぎに六章に分かれた本書の内容を大體説明しよう。

第一章は Brute の頃から Harold の敗北に至る英國史であつて、最初の部分は Monmouth の Geoffrey 僧正の有名な Historia Britonum (1147) からの譯文であり、最後にも他の三つの文書から引用した句を附してゐる。恐らく本文中に記載する適當な場所を発見し得なかつたためであらう。第二章は久しい間 Westminster の Mathew の著作と稱せられてゐた Flores historiarum の梗概である。この現書は多くの者に依つて書かれたものらしく、Westminster の Mathew なる者は全然架空の人物であるといふのである。(C. Gross, Sources and Literature of English History, p. 362) この章はその抜萃ではあるが、年代は William the Conqueror の時代の始めから、年を追つて記す

れてゐる。

第三章は Henry 三世の戴冠式で、この王の第一年に始めて記入された市長並びに Prepositi の記入を以つて始まる。これに依つて見ると Bristol 市長の確實な名を Ricart が公の文書から發見し得た最初のものである。これに依つて見ると Bristol 市長の確實な名を Ricart が公の文書から發見しルマン人の征服及びそれ以前より常に市長がゐた」とは云つてゐるが、これ以前に於いては確實な證據はない。この時代に於けるその他の記録は都市記録中に發見されない。Ricart のこの書はその後歴代の記録があつて今日にまで及び、最も權威あるものと見做されてゐる Bristol に屬する最古の書籍 Little Red Book (古きは一三〇〇年頃のものとされる。)に市長を始め、Sheriffs Bailiffs の表が Edward 三世第四十年より、Edward 四世第四年(一三六七—一四六五)に至る間に亘つて記されてゐるが、一二の些細な例外及び年月日のあるものが一年相違してゐることは、同時期に於ける Ricart の記録と全く一致してゐる。

次に市長の補佐役、Ricart の云ふやうに從へば “Brethren” の名稱及び數は時に依つて異なつてゐた。即ち次ぎの如くである。

Henry III. 第一年より同第五十年、二人の Prepositi,
Henry III. 第五十一年より Edward II. 第三年、二人の Senescalli,
Edward II. 第四年より Edward III. 第四十六年、二人の Ballivi,
Edward III. 第四十七年より Henry VII. 第十五年、Vicecomes 及び二人の Ballivi.

Henry VII. 第十六年より Henry VIII. 第二十一年、二人の Vicecomes ac Ballivi.

Henry VIII. 第二十二年より William IV. 第五十六年、二人の Vicecomes

William IV. 第五十六年より現在に至るまで、Sheriff 一人。

第四章は Ricart が特に都市役員の義務に關し詳細に論述したもので、英國の中世都市の慣習を知る上に甚だ有用である。市長選舉の様式、並びにこれに關する慣習を詳述し、又役員に依つてなされるべき誓約、市政に關する種々なる項目、パン、麥酒、薪炭等^{エール}に關する規定、司法行政、治安に關し述べてゐる。又中世に於ける他の都市と同じく祭日その他の演技に市長及び市の役員が當然の權利として又慣習として參加することが記されてゐる。十一月に於ける St. Katherine の演技、翌月の Boy Bishop の祭、待降節に於ける説教等も十分に維持されてゐたことが記されてゐるが、Bristol に存してゐたとされてゐる St. John 及び St. Peter の夕の慣習を記してゐない。

第五章は單に Edward 三世第四十七年の特許狀の寫し、並びに John 王の特許狀(一一八八年頃)の内容の表からなるに過ぎない。

第六章は Ricart が London の例に倣つて Bristol に法令を樹てんとしたのである。即ち Ricart の言に依れば “writin oute of a boke that was maistir Henry Daarcy sometyme recoder of London in kinge Edward the thirde daies.” Ricart が Henry Daarcy を記録掛で市長ではなかつたといふことが、事實は一二三三七年と一二三三八年との市長であつた。Edward 三世の時に同名の記録掛はゐない。又 London の記録中には Henry Daarcy の名に依るものもなかつ、又 Mayor's Kalendar 中に寫され

た法律の多くを見出し得るものもない。その大部分は Liber Albus 中に現れてゐる。然し Liber Albus は一四一九年の編纂で、Edward 三世の頃より数十年以後のものに屬する。Ricart の原書とした古文書が如何なるものであつたか、今日知ることは出来ないが、恐らく以前に存在し、今は失はれてしまつた古文書の一つ、恐らく "Magnus Liber de Charitis et Libertatibus Civitatis" であらうと想像される。然し何れにしても本章に依つて、ロンドンの古い法令を知ることが出来る點に於いてロンドンの歴史、又英國中世都市史に頗る有用な資料である。

最後には少しも代年記には關係なく、Bristol 城を市に合併することに關する記録が載せてある。(T. Smith, op. cit. pp. xiv-xxi)

以上 Ricart の "Mayor's Kalendar" の大要を紹介した。本書が特に價值ある點は第四と第六の兩篇である。又一般に當時の都市が次第に發展し、組織を整へて来るや、都市記録の作成を必要とした。その最も典型的のもの一つとしても價值がある。さらに中世を通じて多くの都市がその範をロンドンに取つた一つの證據とも見られよう。勿論ブリストルとロンドンとは通常往來頻繁であり、その相互關係も友情的であつたこともその因と見られるが、ロンドンの都市法令及び規則が一般に模範的のものと見られてゐたことは事實である。この現象は Tudor 王朝を通じて明かである。かのエリザベス五年の徒弟條令が大體ロンドンの法令に準據したるが如きも、この大勢を利用したものに外ならない。(本誌第二十卷第六號所載拙稿七九頁參照)

本書の原本はブリストル市に保存されてゐるが、Miss L. F. Smith が一八七二年 Camden Society

のために編纂したものがあつた。但し第四章の Edward 二世第四十七年の特許狀は全然省略されてゐる。然し Smith の紹介並びに評註は甚だ親切である。本稿の記事は大部分これに基いた。唯一二誤謬と見られる點もなくはない。例へば Westminster の Matthew を以つて實在の人物となせるが如きである。又この Kalendar の抜萃は同じく Smith の "English Gilds" 中にあるから、直接前書に依るまでもなく、十分これと間に合ふことと思ふ。

(一九二七年四月十八日稿)